

(様式4 実施結果の公表)

つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の
市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱(案)の
パブリックコメント手続の実施結果

平成30年3月

つくば市政策イノベーション部企画経営課

■ 意見集計結果

平成 30 年2月2日から3月5日までの間、つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱(案)について、意見募集を行った結果、3人から 18 件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

| 提出方法 | 人数 |
|--------|----|
| 直接持参 | 0人 |
| 郵便 | 0人 |
| 電子メール | 0人 |
| ファクシミリ | 0人 |
| 電子申請 | 3人 |
| 合計 | 3人 |

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 要綱全体 について

| No. | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|-----|--|-----|---|
| 1 | 市民委員の立場、提出される意見の扱いを明確にしてもらいたい。市民委員の立場、会議で示した意見の扱いを要綱中で明記することが望ましい。 | 1件 | この要綱は、附属機関の委員及び懇談会等の構成員の一部を市民から募集すること並びに委員等の候補者の登録に関し必要な事項を定めるものであり、市民委員の立場や意見の扱いを要綱中で明記することは、要綱の趣旨と異なります。 市民委員の役割につきましては、各附属機関及び懇談会等の設置要項等において定め、募集段階で示します。 |

○ 第1条(趣旨) について

| No. | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|-----|--|-----|--|
| 1 | 冒頭で、この要綱の位置付けを明確にする必要があると考え、「市民参加推進に関する指針に基づき」を入れることを提案する。 | 1件 | 「つくば市市民参加推進に関する指針(案)」は市民参加の推進に関する考え方や方向性を示すものであり、本要綱は直接、当該指針に基づくものではありません。 |

○ 第5条(委員等候補者の登録) について

| No. | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|-----|--|-----|---------------------------------------|
| 1 | 委員等候補者の名簿作成のために無作為抽出する者の数は、何人かを考えているか。 | 2件 | 他自治体の事例を参考に、平成30年度は1,000人の抽出を予定しています。 |

○ 第6条(市民委員の委員等に占める割合) について

| No. | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|-----|--|-----|---|
| 1 | 「ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。」は、どのような場合か。 | 2件 | 附属機関及び懇談会等の目的や委員定数を考慮し、より専門的な意見を必要とする場合又はより多くの市民委員の参加を求める場合などを考えています。 |

○ 第7条(委員等の選考方法の選択) について

| No. | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|-----|--|-----|--|
| 1 | 第4条の市民募集と第5条の無作為抽出のいずれかを選択する際の基準、ルールはどのようになるか。 委員等の選考方法の基本は「市民募集」であると考え、そのことを標記した上で、第5条による任命又は選任について書くことが望ましい。 無作為は応募がなかったときに行うべき。 | 3件 | つくば市における市民委員等の任命又は選任の基本は「市民募集」であると考えています。 ただし、附属機関及び懇談会等の目的や性質によっては、幅広い層の市民の参加を必要とする場合もあるため、応募がなかったときのみ無作為抽出を行うことはせず、各附属機関及び懇談会の目的や性質に沿った任命又は選任方法を検討していきます。 |

| | | | |
|---|---|----|--|
| 2 | 第5条によって委員等候補者から選任する場合、選考を行う担当部署の長とは誰か。 | 1件 | 各課等の長を指します。 |
| 3 | 第7条の委員等の選考方法の選択において、第5条の規定による委員等候補者として登録された者のうちから任命又は選任する場合、選択の基準はどのように決めるのか。 | 1件 | 候補者の希望する分野を考慮した上で就任依頼をし、承認いただいた方から任命又は選任を行います。 |

○ 第8条(委員等の選任等留意事項) について

| No. | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|-----|---|-----|--|
| 1 | 「市民のうちから委員等を任命し、又は選任するときは」を「市民委員を任命し、又は選任するときは」と簡略化する。 簡略化した場合は(3)(市民委員に限る)は必要ないと思う。 | 2件 | この要綱において「市民委員」とは「市民のうちから募集して委員等に任命し、又は選任する者」をいいます。第8条は「市民から委員等を選任する」という段階での規定となるため、「市民委員を任命」とすると表現に矛盾が生じます。 また、この要綱では市民委員としての併任を2つまでと定めています。「市民委員に限る」を除いた場合、有識者及び団体の代表者等として委員となっている市民の併任も2つまでとされるため、ここでは「市民委員に限る」という表現が必要となります。 |
| 2 | 「市民のうちから市民委員等を任命し」とあるが、市民委員以外の場合はあるか。 | 1件 | 第8条では、「市民のうちから委員等を任命し」と定めています。 この要綱において「委員等」とは「附属機関の委員及び懇談会等の構成員」をいいます。 |
| 3 | 職員及び議員だけでなく、職員、議員の家族、有識者として参加する委員の家族及び同一の組織に所属する人も任命・選任から除外すべきではないか。 | 1件 | この除外規定は、職員及び議員を市民代表として「市民委員」に含むことのないように定めています。利害関係を考慮した除外ではないため、一市民である職員及び議員の家族等について除外する規定は設けません。 ただし、附属機関及び懇談会等の内 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | 容や性質によっては市民委員等の対象を限定する場合もあると考えています。その際は、各附属機関及び懇談会等の委員募集要項で対象を定めま |
|--|--|--|---|

○ 第 10 条(委員等の再募集) について

| No. | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|-----|---|-----|--|
| 1 | 第 10 条に基づき、再募集を行う場合の選考方法及び選考基準はどのようなものか。 | 1 件 | 再募集については第 10 条で定めているとおり、第 4 条の規定による委員等の市民募集又は第 5 条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任をします。 第 4 条の規定による市民募集を行う場合の選考方法及び選考基準につきましても、第 4 条 2 項及び 4 項の規定のとおりです。 |
| 2 | 第 10 条の委員等の再募集において、第 5 条の規定による委員等候補者として登録された者のうちから任命又は選任する場合、候補者名簿からどのような方法で選ぶのか。 | 1 件 | 第 7 条における委員等候補者の任命又は選任と同様に、候補者の希望する分野を考慮した上で就任依頼をし、承認いただいた方から任命又は選任を行います。 |

○ その他 について

| No. | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|-----|---------------------------|-----|---------------------|
| 1 | パブリックコメント本文（要綱）にページ番号がない。 | 1 件 | 今後同様のことがないように留意します。 |

■ 修正の内容

○ 第 8 条(委員等の選任等留意事項) について

| 修正前 | 修正後 |
|--|---|
| (委員等の選任等留意事項) 第 8 条 (2) 同一の附属機関又は懇談会等で再任する場合は、附属機関に当たっては連続 | (委員等の選任等留意事項) 第 8 条 (2) 同一の附属機関又は懇談会等で再任する場合は、附属機関に当たっては連 |

| | |
|--------------------------------------|--|
| する 2 期, 懇談会等に当たっては連続する 2 か年度までとすること。 | <u>続する 2 期, 懇談会等に当たっては連続する 2 か年度までとすること。</u> |
|--------------------------------------|--|

パブリックコメントではありませんが、よりわかりやすい内容とするため、文章を修正しました。